

手 数 料 表

■手数料に関して

当社は、職業安定法に基づき、以下の通り届出制手数料率等の上限を定めております。求人者の皆さまと当社との個別の職業紹介における手数料等については、覚書または契約書で定めております。

求職者の皆さまにつきましては、職業安定法の定めにより、一切の手数料は発生いたしません。

【届出制手数料にかかる手数料表】

サービスの種類および内容	手数料の額および負担者	
求人受理時の事務費用	負担の場合	1件につき 1,000円 (手数料負担は、求人者とします)
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬	職業紹介が成功した場合における当該求職者の理論年収(※)の最大 50% (手数料負担は、求人者とします)
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬	職業紹介が成功した場合における当該求職者の理論年収(※)の最大 50% (手数料負担は、求人者とします)
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	基本報酬	次の額を上限とします 着手金 300,000円 活動1日あたり 30,000円 (手数料負担は、求人者とします)
	成功報酬	職業紹介が成功した場合における当該求職者の理論年収(※)の最大 50% (手数料負担は、求人者とします)
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介が成功した場合における当該求職者の理論年収(※)の最大 50% (手数料負担は、関係雇用主とします)

(※)：理論年収とは、採用決定者の月次給与12ヶ月分および理論上の通年賞与の他、通勤手当以外の諸手当、報奨金および一時金を合計した額とします。

上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

■返戻金制度に関する事項

紹介予定派遣を除く職業紹介に限り、以下の規定に沿って求人者に対し返戻をいたします。なお、求人者の皆さまと当社の契約において以下と異なる取決めをする場合がございます。

入社日より1ヶ月以内の一身上の都合による退職の場合	成功報酬の80%の返戻をいたします。
入社日より1ヶ月を超え3ヶ月以内一身上の都合による退職の場合	成功報酬の50%の返戻をいたします。

■違約金などの取り扱いについて

求人者が当社の求職者の紹介に対し不採用通知を行い、その後12ヶ月以内に、求人者が当社の紹介によらずにその求職者を採用した場合、当社による紹介業務により入社したものとみなし、求人者は、上表【職業紹介サービス】の当該求職者の理論年収(※)に対する50%の報酬(消費税別)を違約金として支払うものとします。

許可番号
事業所の名称
所在地

28-ユ-301460
株式会社さくらケーシーエス
神戸市中央区播磨町21番1